

高齢者見守り配食支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における高齢者の見守り活動に関し、配食による見守りサービスを行う民間配食事業者（以下「事業者」という。）と連携することにより、高齢者の見守り機能の向上を図り、もって高齢者の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする高齢者見守り配食支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、旭川市（以下「市」という。）とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市に在住のおおむね65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）とする。

(実施の内容)

第4条 この事業は、事業者が、日常業務において異変を発見した場合等に、必要に応じて関係機関との円滑な連携が可能となる見守り体制づくりを図るため、旭川市高齢者見守り配食協力店（以下「協力店」という。）の登録を行うとともに、市民等への周知を行う。

2 市は、協力店が行う見守りサービスの質の向上につながるよう、当該協力店に対し、高齢者に関わる制度及び地域包括支援センターの機能等の周知並びに高齢者配食に関する国等の通知に係る情報提供等を行うほか、必要に応じて、見守り活動における協力店相互の情報交換の場を設けるものとする。

(協力店への登録要件等)

第5条 協力店の登録を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 日替わり弁当（以下この条において「弁当」という。）を定期的に配達することができること。
- (2) 弁当を手渡しにより配達し、及び高齢者に対して声掛けを行うことができること。
- (3) 弁当の配達時において、高齢者の身体又は生活様態、住まいの状況その他の日常生活を送る上で見られる事象について、危惧すべき状況の変化（次号において「配達時の異常」と総称する。）に気付いた場合は、必要に応じて、市及び地域包括支援センターとの連携を図ることができること。
- (4) 配達時の異常に気付いた場合の対応について、あらかじめ高齢者又は親族その他の関係者との取り決めがなされていること。
- (5) 市からの協力依頼に対し、配食の状況、緊急時の対応事例その他事業に関連する情報について、提供することができること。

(協力店への登録の申込み)

第6条 協力店としての登録の申込みは、旭川市高齢者見守り配食協力店登録申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 旭川市高齢者見守り配食協力店掲載内容確認書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(協力店の登録決定)

第7条 市長は、事業者へのヒアリング等の実施により第5条各号に掲げる要件を満たしているかを審査す

るほか、飲食店営業許可等を確認した上で、登録の可否を決定する。

（登録決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定により協力店として登録することを決定をしたときは、速やかに旭川市高齢者見守り配食協力店登録のお知らせ（様式第3号）により申込者に通知するものとする。また、登録しないことを決定したときは、速やかに旭川市高齢者見守り配食協力店登録不承認のお知らせ（様式第4号）によりその旨、申込者に通知するものとする。

（事情変更による登録の取消し）

第9条 市長は、協力店が第5条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、又は協力店が旭川市高齢者見守り配食協力店辞退届（様式第5号）を提出したときは、協力店としての登録を取り消すものとする。

（取消しの通知）

第10条 市長は、前条の規定により協力店としての登録の取消しを決定したときは、遅滞なく旭川市高齢者見守り配食協力店登録取消しのお知らせ（様式第6号）によりその旨、登録事業者に通知するものとする。

（協力店一覧への掲載内容）

第11条 市長は、第7条の規定により、協力店として登録したときは、当該協力店を協力店一覧に掲載するものとし、掲載内容については、次のとおりとする。

- (1) 弁当のメニュー及び種類（普通食、栄養素等調整食、物性調整食等）
- (2) 価格
- (3) 配達への対応（営業日、配達地域、連絡先等）
- (4) 見守りサービスの内容（安否確認、不在時の対応等）
- (5) 協力店による自社の紹介文
- (6) その他市長が認める事項

（掲載内容変更の届出）

第12条 協力店は、前条における掲載内容を変更するときは、遅滞なく旭川市高齢者見守り配食協力店掲載内容変更届（様式第7号。次項において「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更届の提出があった場合において、その内容が適正であると認めるときは、速やかに協力店一覧の掲載内容を変更するものとする。

（協力店の周知方法）

第13条 市長は、次の方法により協力店一覧を周知し、見守りを必要とする高齢者が、希望する見守り配食サービスを受けられるよう努めるものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) ケアマネジャー等への情報提供
- (3) その他

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。